

令和3年度大磯町教育委員会第4回定例会議事録

1. 日 時 令和3年7月15日（木）
開会時間 午前9時30分
閉会時間 午前10時43分
2. 場 所 大磯町役場4階第1会議室
3. 出席者 熊 澤 久 教育長
濱 谷 海 八 教育長職務代理者
曾 田 成 則 委員
トーリー 二葉 委員
大 槻 直 行 教育部長
瀬 戸 克 彦 町民福祉部長
波多野 昭 雄 学校教育課長
柳 田 美千代 子育て支援課長
谷 河 かおり 生涯学習課長兼生涯学習館長
國 見 徹 生涯学習課郷土資料館長
佐 藤 聡 生涯学習課図書館長
北 水 慶 一 歴史・文化担当主幹兼郷土資料館副館長
添 田 健 学校教育課主幹兼教育指導係長
田 中 恵 子 （書記）学校教育課副課長兼教育総務係長
4. 欠席者 なし
5. 傍聴者 5名
6. 付議事項
議案第8号 大磯町立中学校で使用する教科用図書の採択について
議案第9号 大磯町立小学校で使用する教科用図書の採択について
議案第10号 大磯町立小学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択について
7. 協議事項
協議事項第1号 明治150年記念冊子制作業務について
8. 報告事項
報告事項第1号 令和3年第2回（6月）大磯町議会定例会について
報告事項第2号 大磯町教育施設等長寿命化計画について
報告事項第3号 令和3年度第1回いじめ問題対策・調査委員会の開催結果について
報告事項第4号 企画展の開催結果について
9. その他

教育長) 皆様、おはようございます。本日はお忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、ただいまから、令和3年度大磯町教育委員会第4回定例会を開催いたします。

本日の会議の内容ですが、付議事項3件、協議事項1件、報告事項4件でございます。

本日は4名全員出席しておりますので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項の規定により、定例会は成立いたしました。

なお、本日は傍聴を希望される方が見えておりますので、大磯町教育委員会会議規則第12条及び第17条の規定により、傍聴を許可いたします。

暫時休憩します。

～ 休憩 ～

【令和3年度第3回定例会の議事録の承認】

教育長) 休憩を閉じて再開します。

それでは、はじめに「令和3年度第3回定例会議事録」の承認をお願いします。

まず「令和3年度第3回定例会議事録」は、お手元に配付しました内容のとおりでよろしいでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、「令和3年度第3回定例会議事録」については、ご承認いただいたものといたします。

諸行事につきましては、執行状況表のとおりです。今後の予定につきましては、執行予定表をご参照ください。

次に、6月定例会から本日までの間に、教育長に委任された事務で重要なものに関する事、専決した事項に関する事についての報告はございません。

本日の報告は、以上でございます。

【議案第8号 大磯町立中学校で使用する教科用図書の採択について】

教育長) それでは、議事に入ります。はじめに、議案第8号『大磯町立中学校で使用する教科用図書の採択について』を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

学校教育課主幹) 議案第8号『大磯町立中学校で使用する教科用図書の採択について』、補足説明をさせていただきます。

議案第8～10号説明資料の1ページをお開きください。

教科用図書の採択をする理由でございます。本件につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律により、令和4年度大磯町立中学校で使用する教科用図書を採択するものです。

次に説明資料2ページをお開きください。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の抜粋がございます。この第14条の規定により、義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択することになっています。

この「政令で定める期間」とは、説明資料3ページの義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条に「同一の教科用図書を採択する期間は4年とする」と規定されております。

なお、政令第 15 条第 2 項にありますように、採択した教科用図書の発行が行われなくなった場合、その他の文部科学省令で定める場合においては、新たに採択をすることとされております。

したがいまして、令和 4 年度に大磯町立中学校で使用する教科用図書につきましては、今年度と同様、議案の「別紙 1」のとおり採択をしていただきたくお願いいたします。

しかしながら、「社会 歴史的分野」におきまして、令和 3 年 3 月 30 日、新たに一社の教科用図書が検定に合格いたしました。このことを受けて、文部科学省より「採択替えをすることも可能であること」とする通知が出されております。

大磯町におきましては、「社会 歴史的分野」の教科用図書として、昨年度、教育出版株式会社のものを選択していただき、すでに子どもたちが当該の会社の教科用図書を使用して学んでおります。

しかしながら、行政の公平性を担保し、機会の平等を保障するために、「社会 歴史的分野」の教科用図書の採択につきまして、「別紙 2」のとおりご審議いただきたく、お願い申し上げます。

補足説明につきましては以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

教育長) ただいまの説明のとおり、中学校教科用図書「社会 歴史的分野」について、審議してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、委員の皆様のご意見はいかがでしょうか。

<各委員からの意見>

トリー委員) 歴史の教科書、自由社さん 1 者ということなんですけれど、新学期が始まってやっと 1 学期が終わるかなというところで、今使っている教育出版さんで不都合が何かあるという現場の声があるなら別なんですけど、そういうことも特になんかと思いません。コロナ禍の中でわざわざ教科書をここで変える必要は特になんかじゃないかと。先生方は今ある教科書で計画を、授業も立てていらっしゃると思いますので、わざわざお仕事を増やす必要もないかと思えます。

教育出版さん、現場のほうでも先の検討委員会でもとても評判がよかったので、私は特に変える必要はないかと思っております。

教育長) ありがとうございます、他にはいかがでしょうか。

曾田委員) 同じ意見です。

濱谷委員) 私も同じですけれども、ちょっと補足をさせていただければと思います。

もう一度確認なんですけれども、教育出版に我々が採択をした理由をもう一度考えてみますと、教育出版の教科書の中では、本文では知識・議論を確実に身につけ、各コーナーでは思考力・判断力・表現力を高める工夫が随所にあると。そして、内容のまとまりを重視された編集が行われていたと。そして同時に、現場の先生たちのご意見も聞きながら教育出版の教科書を選択すると、こういう経緯でございました。自由社さんの教科書を拝見、そして精読をさせていただきましたけれども、やはり今回の場合には教育出版の教科書を選択していますので、それを上回る記述等が私には感じられませんでしたので、教育出版の教科書を選択というふうをお願いしたいというふうに思います。

以上でございます。

教育長) ありがとうございます。ご意見をまとめると、教育出版株式会社のご意見が全てであったと思います。それでよろしいでしょうか。

各委員) はい。

教育長) 皆さまご審議ありがとうございました。ここで議案作成のため、5 分間休憩

を取らせていただきます。事務局で議案作成をお願いいたします。
暫時休憩いたします。

～ 休憩 ～

教育長) 休憩を閉じて審議を再開します。

議案第8号『大磯町立中学校で使用する教科用図書の採択について』、事務局より議案の朗読をお願いします。

書記) 議案第8号『大磯町立中学校で使用する教科用図書の採択について』、本文については省略させていただきます。令和3年7月15日提出、大磯町教育委員会教育長、熊澤久。

以上です。

教育長) それでは、事務局から提案理由の説明をお願いします。

教育部長) 議案第8号『大磯町立中学校で使用する教科用図書の採択について』、提案理由の説明をいたします。

本案については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条の規定に基づき、大磯町立中学校で使用する教科用図書の採択について提案するものでございます。

今回、皆様にご審議いただいたものをもとに議案を作成しましたので、ご承認くださるようお願いいたします。

教育長) それでは、ただいま提案がございました。ご質問はよろしいでしょうか。

各委員) なし。

教育長) 特にないようでしたら、議案第8号『大磯町立中学校で使用する教科用図書の採択について』、特にご異議がなければ、原案のとおり採択したいと思います。ご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案第8号『大磯町立中学校で使用する教科用図書の採択について』につきましては、原案のとおりご承認いただいたものとします。

【議案第9号 大磯町立小学校で使用する教科用図書の採択について】

教育長) 続いて、議案第9号『大磯町立小学校で使用する教科用図書の採択について』を議題といたします。書記より議案の朗読をお願いします。

書記) 議案第9号『大磯町立小学校で使用する教科用図書の採択について』、本文については省略させていただきます。令和3年7月15日提出、大磯町教育委員会教育長、熊澤久。

以上です。

教育長) それでは、事務局から提案理由の説明をお願いします。

教育部長) 議案第9号『大磯町立小学校で使用する教科用図書の採択について』、提案理由の説明をいたします。

本案については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条また同法施行令第15条の規定に基づき、大磯町立小学校で使用する教科用図書の採択について提案するものでございます。

詳細につきましては、学校教育課主幹より説明しますので、よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

学校教育課主幹) 議案第9号『大磯町立小学校で使用する教科用図書の採択について』、補足説明をさせていただきます。

説明資料1ページ、教科用図書の採択をする理由をご覧ください。本件につきましては、先ほどもご説明させていただいたものになります。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律により、令和4年度大磯町立小学校で使用する教科用図書を採択するものです。

説明資料2ページに、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の抜粋がございます。第14条の規定により、義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択することになっています。先ほどと同様になりますが、この「政令で定める期間」とは、説明資料3ページの義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条に「同一教科用図書を採択する期間は4年とする」と規定されております。

なお、政令の第15条第2項にありますように、採択した教科用図書の発行が行われなくなった場合、その他の文部科学省令で定める場合においては、新たに採択をすることとなりますが、小学校の教科用図書につきましては、現時点でそのような状況にはなっておりません。

したがって、令和4年度に大磯町立小学校で使用する教科用図書につきましては、今年度と同様、議案の別紙のとおり採択をしていただきたくお願いいたします。

補足説明につきましては以上でございます。どうぞご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長) 令和4年度使用小学校教科用図書についての提案がありました。令和2年度から使用されている小学校教科用図書については、特に問題はないかと思いますが、何かご質問があればお願いいたします。

<各委員からの意見>

曾田委員) いろいろな先生方にお会いしましても、この件については異論の声は聞いておりませんので、このままで問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

教育長) ほかにいかがですか。よろしいですか。

トーリー委員) 同じです。

教育長) それでは、他にご意見がないようでしたら採決に入ります。議案第9号『大磯町立小学校で使用する教科用図書の採択について』、特にご異議がなければ、原案のように採択したいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案第9号『大磯町立小学校で使用する教科用図書の採択について』につきましては、原案どおりご承認いただいたものとします。

【議案第10号 大磯町立小学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択について】

教育長) 次に、議案第10号『大磯町立小学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択について』を議題といたします。書記より議案の朗読をお願いします。

書記) 議案第10号『大磯町立小学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択について』、本文については省略させていただきます。令和3年7月15日提出、大磯町教育委員会教育長、熊澤久。

以上です。

教育長) それでは、事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

教育部長) 議案第10号『大磯町立小学校特別支援学級で使用する教科用図書の採択について』、提案理由の説明をいたします。

本案については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第1項、同法施行令第14条並びに学校教育法附則第9条の規定に基づき、大磯町立小学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択について提案するものでございます。

詳細につきましては、学校教育課主幹より説明いたしますので、よろしくご審議のうえ、ご承認くださるようお願いいたします。

学校教育課主幹) 議案第10号『大磯町立小学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択について』、補足説明をさせていただきます。

特別支援学級で使用する教科用図書は、学校教育法附則第9条の規定の規定に基づき、文部科学大臣の検定を経た教科用図書以外の一般図書及び文部科学省が著作の名義を有する教科用図書の中から、教科用図書を選定することができます。

昨年度に引き続き、一般図書のご審議をお願いいたしますが、視覚障害のお子さんへの支援として拡大教科書を選定しております。これは学校と保護者との教育相談からの意見を伺いながら、お子さんのニーズに合わせた教科用図書を使用することが望ましいと判断したためです。

したがって、10教科11種目について、別紙のとおり「特別支援学級で使用する教科用図書一覧」として提案し、採択していただきたいというものでございます。

なお、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条によれば、文部科学省の検定を経た教科用図書以外の図書を選定する場合には、1年ごとの採択となります。

補足説明につきましては以上でございます。どうぞご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長) ただいま、事務局から説明がありました。ご質問、ご意見があればお願いします。

<質疑応答>なし

教育長) 他にご意見がないようでしたら、ここで採決に入ります。議案10号『大磯町立小学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択について』、特にご異議がなければ、原案のように採択したいと思います。ご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案第10号『大磯町立小学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択について』は、原案どおりご承認いただいたものとします。

【協議事項第1号 明治150年記念冊子制作業務について】

教育長) 続きまして、協議事項に移ります。協議事項第1号『明治150年記念冊子制作業務について』、事務局より説明をお願いします。

歴史・文化担当主幹) 協議事項第1号『明治150年記念冊子制作業務について』、ご説明いたします。

1 ページをご覧ください。「1 業務名」ですが、明治150年記念冊子「(仮称)わたしたちの大磯の歴史」制作業務としております。

「2 目的」ですが、明治150年記念事業を契機に、寄附者の意向に沿い、子どもたちの心に残り、いつまでも郷土を愛する心を持ち続けることのできる本を作成するとしております。

寄附者の意向は、寄附者からいただきました手紙、ヒアリングによって確認をしており、一つ目が、子どもたちの人格形成に寄与している大磯の歴史・文化を将来にわたって継承していく。二つ目が、大磯の豊かな自然を守り伝えてきた先人たちに感謝し、その魅力を発信する。三つ目が、大磯町に残る歴史や文化、豊かな自然を生かすことで、高齢者にとっても潤いある生活を営む糧とする。四つ目が、町民からの協力をいただきながら、地元に残されている資料や情報を活用する。五つ目が、町民との協働により、子どもたちにとって郷土を誇りに思えるような本を作成する。といった内容になっております。

「3 方法」は制作業務委託として発注いたします。

「4 委託期間」は令和3年9月下旬から令和4年12月までとしております

「5 規格」はサイズがB5判・タテ型、頁数が170頁程度で、印刷色が原則4色、製本は小学校、中学校で使用される教科書、副読本と同じようにハードカバーではなく、柔らかい紙の表紙でくるまれたソフトカバーの並製本で、ビニールカバー付きを考えております。

「6 業務内容」ですが、(1)の企画、(2)資料収集・取材・原稿作成、(3)デザイン・レイアウト・編集・校正・校閲、(4)成果物の納品までを業務委託として発注する予定です。契約時の仕様に基づいて企画立案を行い、これまでに郷土資料館や図書館などで作成しました図録や資料集を活用し、原稿を作成するとともに、レイアウトのデザイン、編集を行い、校正を経て、冊子を納品するものです。

「7 冊子の内容」は、あくまで案ではありますが、巻頭言に寄附者のことばを掲載し、〔第1部〕はエッセイ「わたしと大磯」。大磯の暮らしや、魅力を、エッセイを通じて感じてもらうため、大磯にゆかりのある著名人などに執筆していただくことを考えております。〔第2部〕の図録・解説「大磯の歴史」では、明治から令和までの日本の歴史とともに、大磯で起こった出来事を並記し、写真やイラストを用いて分かりやすく解説するとともに、大磯ゆかりの人物の紹介や、別荘や海水浴場、文学・文化を中心とした大磯の地域的な特徴に関する論述を掲載いたします。〔第3部〕年表は、明治から令和までの大磯の通史をまとめます。

「8 配布計画」です。子どもたちの授業等での活用には、小、中学校の図書館に配架し、授業で必要な時に借りてきて使用することを考えています。また、執筆者・協力者並びに県内の教育委員会・図書館に無償頒布し、希望者には有償頒布をいたします。

「9 スケジュール」で案を記しております。令和3年8月上旬に政策会議、8月下旬に福祉文教常任委員会、9月下旬に制作業務委託の入札、10月に教育委員会定例会で入札結果の報告を考えております。説明は、以上となります。

教育長) ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見があればお願いします。

<質疑応答>

トリー委員) 配布計画、希望者へ有償でということなのですが、価格は。

歴史・文化担当主幹) 価格は、まだ全く決まっておりません。まず入札を行いまして、入札で決まった価格から発行部数を割りまして、そこから金額を算定しますために、幾らということはお話することができない状況です。

トリー委員) 分かりました。

それで、小中学校の図書館にということですがけれども、この前に濱谷先生からもちよっとお話がありましたけれど、価格がどのくらいになるかもあれなんですけれども、新

入生が入学するときとかに、本当はお配りできたらさらによろしいかなと思っておりますので、ちょっとご検討いただけたらと思います。

歴史・文化担当主幹) ありがとうございます。

濱谷委員) では、私もそれに付随して。

寄附者の方の金額というか、幾らくらいでしたか、2,000万円くらいでしたか。

歴史・文化担当主幹) はい、2,000万円です。

濱谷委員) 大変な金額を子どもたちのために寄附をしていただいたというふうに僕はこれを理解しているんですけども。

目的の部分には、「子どもたちの心に残る」「郷土を愛する心を持ち続ける」この二つが目的であって、それに達成をしていくところは、子どもたちの人格形成に寄与していくというのが、育ってきた環境の大磯の歴史・文化ということになる。さらに、先人たちに感謝をする。そして、先人たちが行ってきた業績に対して、継承しながらその魅力を出版を通して発信していく。

それから、③のところには「高齢者にとっても潤いある生活を営む糧とする」。ですから、この冊子を通じて、大磯で生活をしている、それに対して、いい場所に住んでいるんだな、ということなんだろうと僕は思うんですけども。

それから、町民から協力をいただきながら、隠れた資料情報というのを掘り出していくというふうに僕は理解をいたしました。

あと、町民との協働によるというのも、多分内容等の関わり合いなんだろうというふうに思ってくると、今トーリー委員もお話をされましたけれども、配布計画のところは本当に気になるんですね。小中学校の図書館に配布することになると、これはどのくらいの冊数を考えていらっしゃるでしょうか、配架するのに。

歴史・文化担当主幹) 大磯小学校・国府小学校・大磯中学校・国府中学校でございますけれども、各250部ずつを、今のところ、案として考えております。

濱谷委員) 各学校に250部ですか。

歴史・文化担当主幹) 250部ずつです。

濱谷委員) 掛ける4校ということですよ。これはやっぱり、そんなことでいいのかと思ってしまうのですが、もっと配ることはできないんですかね。無理なんですかね、2,000万円じゃ。

歴史・文化担当主幹) こちらの冊子、本の対象なんですけれども、小学校6年生と中学生、中学生は中学1年から3年ということで考えておるんですけども。

まず、授業で、小学生ですと、既に歴史が入っておりますので、その歴史の授業での活用。それと、総合でも活用ができます。中学におきましても、歴史の授業や総合などで活用するんですけども、学校のほうに確認した中で、総合の場合には1学年全体で動きますので、1学年分全員に配布できるような数があれば大丈夫ということも伺っておりますし、小学校においても同様に総合などで活用する場合には、1学年全員というところがございまして、そのようなことの根拠から、1学年で授業に使用する場合に全員に配布できるというようなことで算定を行っています。

濱谷委員) 配布するということですか。

歴史・文化担当主幹) いえ、図書室に置いておくということです。

濱谷委員) 配架するということ。それで、授業の時にそこから持ってきて、それで授業に使う。そして終わったらまた図書室に戻すと、こういうことですよ。

これ、現場の先生にもう少し聞いてくださいよ。配架をして、そしてそれを使い回しにしていくということになると、書き込みができないよね。みんな共通のものですからね。折ることもできないですよ。

しかしこれは、大磯の魅力を伝えるという寄附者の気持ちがあるわけでしょう。そうしたら、子どもたちも学びながらそこに書き入れてみたりするという、これは大事なことなんだと僕は思うんですよ。

くれぐれも現場の先生とお話をして、配架をして、使い回しをしていくと、何年持つのかという、そういうことを聞いてくださいよ。

歴史・文化担当主幹) はい。

濱谷委員) そして、2、3年で終わってしまう。そうしたら、ただもう配架されているだけです、250部が。そうしたら、これはもう意味がないよね、作っただけですよ。だから、僕はやっぱり基本的な部分は、そのときの、なんて言うのかな、150年に立ち会った子どもたちに何かを配る。そしてそれは家庭の中にも通じていく。そういうようなことも少し考えていただいて、それで予算がないというなら、その2,000万円の中で、この内容をもう一度検討してみたっていいんじゃないかなと、僕はそういう感じに思うんですよ。そういう編集というの、町の伝え方を業者の方に、入札する時に伝えていけば、それでこういう内容が決まってくると思うんですよ。それで、ゆかりのある著名人からエッセイをもらう。そうすると、具体的にどういう方が今ぱっと上がりますか。「私と大磯」というエッセイで、今のご説明にあるような、大磯にゆかりのある著名人から書いてもらうということならば、誰なのか教えてくださいよ。

教育部長) 実は、これは入札の仕様書になりますので、あまりここで、この方というのはなかなか言いづらいんですが。例えば、今考えているのは、ある程度の方が、この方のお名前を聞いたときに分からないとあまり意味がないので、そういった方を中心に大磯とのゆかり、そういったことを中心に考えながら仕様書のほうにまとめているんですが、例えば有名な作家さんであるとか、そういった方を中心に載せていくということになります。

濱谷委員) ノーベル賞を取られた方とか、例えば、あるいは柔道とかね。

教育部長) あまり具体的に言われてしまいますと。そこは基本の仕様書になってまいりますので。ですから、ちょっとここでは、なかなか。

濱谷委員) 分かりました。

教育部長) それと、先ほどのお話の中で、学年と、児童生徒に全員というお話もありましたが、やはり引き継いでいくという部分を寄附者の方がおっしゃっているので、全員に配布するというお話は出ておりません。当初も、町民全員にというお話も一部出ていたんですが、寄附者の意向のほうとしては、そういったお話は出ていないと。

今後は、先ほどそういうお話がありましたが、希望者に有償頒布ということもありますので、そういうところも考えると、大磯町にとっての経済的効果というか、そういうのも一つ考えたほうがいいんじゃないかというお話もいただいていますので、それで、濱谷委員がおっしゃるとおり、明治記念150年の時の記念というか、名前が今そういう形で出ていますので、そういった部分も当然考えなきゃいけないんですが、それはまた別に何か考えてもいいのかなというふうに。令和6年度に公園がオープンしますので、そういうのに合わせてやってもいいのかなというのはちょっと考えていたんですが、一応、寄附者の方のご意向を最大限に配慮した中で今のところ動いていますので、ご意見として伺いながら、今日ここだけの話ではなくて、またその辺は調整してまいりますので、ご意見のほうは賜りたいというふうに思います。

濱谷委員) 分かりました。

今の部長のお話の中で、有償頒布する、この金額はこれから入札の結果で決まってくるようなのでよろしいんですけども、やっぱり町民の方が買いやすい値段で、何かB5版の170ページ分ですから、想定するとそんなに高い値段にはならないんだろうなというふうには想像するんで、やはり町民の方たちが有償頒布するときに、「買おう」と

いう気持ちになるような、値段設定をするようなことを入札の時に考えながらやっていただければありがたいのかなというところです。そのところまで含めてご検討をお願いいたします。ありがとうございました。

教育部長) 先ほど、うちの北水のほうから値段のお話がありましたが、従前、町で発行するものについては、そういった形の方法が一つの考え方でございましたが、当然、町民向けの値段とか、町外からお越しになる、大磯にお越しになる方の値段というのは、今は差がついているところも当然ございますし、特別にそういった形を考えてそういう頒布の仕方というのもありかなというふうに思っておりますので、ご意見をいただいた中で、今後協議していきたいというふうに思います。

曾田委員) 今話を伺っておりますと、町にこれだけたくさんの資料があつて、本当に豊かな、他の町にはないような資料がたくさんそろっていると私は思っています。ただ、そういうものを生かすためにも、いろいろなことを議論してもらいたいと思うんですけども、今値段の話が主になっておりますので、もうちょっと幅広い、浸透するような、この1番にありますように、子どもたちが大磯町の歴史・文化を将来にわたって継承していくという、この辺が、本当に子どもたちのためになる、継承できるようなものがあるのかなのか、十分検討してもらえるとありがたいなと思っているんですが。

今だと、もう大体決まりつつあるような、ないような話になっていますので、もう一回、元に戻してもらって話をしてもいいんじゃないかなと思うんですけどね。どこまで決まっているんですか。

教育部長) 一応、この内容で寄附者の方のご意向はお伺いしているということです。

曾田委員) じゃあ寄附した人はこれでオーケーということで。

教育部長) 一応、この内容でお話をさせていただいて、ご納得いただいている状況でございます。

曾田委員) わかりました。いずれにしても、全国的に見てもこのような立派な町は、探してもそうないので、もう一度考えるところがあるかなと私は思っておりますので、補強する意味でも、十分再度検討してもらえればうれしいなと思います。よろしく願いいたします。

教育長) ありがとうございました。

授業での扱いをどうするかということも含め、学校の先生方とは相当詰めておまして、大磯の歴史の学びの扉というような、そういう考えも学校は持っております。その辺に合ったような本を、子どもたちが学ぶときに必ず使えるというようなことを考えたときに、全部ぱっと配布しちゃうとまた低学年はどっか行っちゃったとか、そういうふうになるといけないし、必要な時に必ず使えるということで、図書室に置いてもらって持ってくるというようなことを検討させていただきましたので、今担当の者が縷々説明しました内容で、寄附者の方もご同意をいただいておりますということでご理解をいただければありがたいと。今の教育委員さんのご意見を参考にしながら進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

濱谷委員) もう一点だけ。

大磯教育研究所、いわゆる学校現場の先生たちが中心になって、「おおいその歴史」という教材を作っているらしいですね。これも一つその業者の方にしっかりと見ていただいて、その整合性あたりをしっかりと検査・精査していただいて、当然2冊使うわけですから。ですから、そういう意味で、150年のほうはこういうところを使用していこうよというふうに、整合性も配慮していただければありがたいというふうに思っております。以上です。

教育長) ありがとうございます。ただいまのご指摘も「わたしたちの大磯の歴史」というようなことで、3・4年生が大体使って、その次も今度はまた新しい学年にふさわし

いテキストになるような内容でやっていくということでございますので、ご理解いただければありがたいなというふうに思います。

よろしいでしょうか。それでは、いただきましたご意見を踏まえて、業務を進めていきたいと思っております。

【報告事項第1号 令和3年第2回（6月）大磯町議会定例会について】

教育長） 続きまして、報告事項に移ります。それでは、報告事項第1号『令和3年第2回（6月）大磯町議会定例会について』、事務局より報告をお願いいたします。

教育部長） 報告事項第1号、令和3年第2回（6月）大磯町議会定例会について、概要をご報告いたします。

会期は、6月1日から6月16日まで16日間の日程で行われました。

資料表紙の裏面になりますが、資料目次となります。

1点修正させていただきたいのですが、資料目次の4の陳情審査・意見書の陳情の部分でございまして、記載が陳情第5号という形で陳情名が書いてございますが、誤植でございまして、正式には、後ろの22ページに記載がございます陳情第4号「子どもたちにゆたかな学びを保障するために、教職員定数改善と教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情」というのが、正しいものになりますので、お詫びし、修正をお願いするものでございます

それでは、資料の1ページをお開きください。1ページから3ページが提出議案の一覧です。件数番号に丸が付いているところが、教育委員会関連でございます。

それでは、議案の審議概要について、ご報告いたします。

4、5ページをご覧ください。報告第1号「令和2年度大磯町一般会計繰越明許費繰越計算書について」の議案書でございます。なお、7ページから9ページまでが参考資料となります。こちらは、令和3年5月の教育委員会第2回定例会において、ご報告させていただいた「令和2年12月補正予算における学校教育施設等の長寿命化計画策定費用」に係る案件でございまして、令和2年12月議会の補正予算にて事業費を予算化させていただきましたが、年度内に業務が終了しないことから令和3年度に当該予算を繰り越して使用することができるように繰越明許費の議決を得たことから、繰り越した事業の概要を報告したものでございます。本案につきましては、2名の議員からの質疑がございました。

次に10ページをご覧ください。議案第37号「令和3年度大磯町一般会計補正予算（第1号）」の議案書でございます。12ページの件数番号に丸が付いているところが、教育委員会関連の補正予算となります。こちらは、令和3年5月の教育委員会第2回定例会においてご審議いただき、ご承認をいただいた案件でございます。歳出のみとなりますが、No.17の学校教育課、学校教育指導振興事業で新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う中学校の修学旅行中止による企画取消料の増、No.18の生涯学習課、図書館維持管理事業で新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う非接触型の自動水栓を導入するための修繕料の増、に係る予算を計上するものでございます。教育委員会関係では、質疑はございませんでした。質疑ののち、本議案は、採決が行われ、賛成者全員により原案どおり可決されました。

次に、6月8日、9日に行われた一般質問の概要についてご報告いたします。13ページから17ページまでが一般質問の通告内容で、アンダーラインの部分が教育委員会関係の質問でございます。7人の議員から質問がございました。

13 ページをご覧ください。

竹内恵美子議員から、「コロナ禍における児童・生徒の様々な影響について」として、記載のとおり質問がございました。町長、教育長からそれぞれ答弁があり、教育研究所の状況やヤングケアラーなどの再質問がございました。

13、14 ページをご覧ください。次の議員は、二宮加寿子議員で、「町の子ども・子育て支援策について」の「大磯町立大磯幼稚園の民営化計画について問う」、「デジタルブックの活用について」、「学校歯科検診等について」として、記載のとおり質問がございました。町長、教育長からそれぞれ答弁があり、デジタル教科書の導入、歯科検診後の相談などの再質問がございました。

14、15 ページをご覧ください。次の議員は、吉川諭議員で、「町立小・中学校の学校に行きづらい・教室に入りづらい児童・生徒への対応について」、「中学校給食と教育施設等長寿命化計画について」として、記載のとおり質問がございました。町長、教育長からそれぞれ答弁があり、小中学校における不登校児童生徒の出現率、中学校給食の方向性や進め方などの再質問がございました。

15 ページをご覧ください。次の議員は、飯田修司議員で、「大磯町における公共建設物に対して大磯町は発注業務及び完了後の管理等適切に業務を行っているか」についての「旧吉田茂邸について」として、記載のとおり質問がございました。町長、教育長からそれぞれ答弁があり、雨漏り補修などの再質問がございました。

15、16 ページをご覧ください。次の議員は、石川則男議員で、「教育関係施設等長寿命化計画について」として、記載のとおり質問がございました。町長、教育長からそれぞれ答弁があり、コンクリート圧縮強度などの再質問がございました。

16 ページをご覧ください。次の議員は、鈴木たまよ議員で、「地産地消の向上について」の「学校給食における地場産の食材の状況」として、記載のとおり質問がございました。町長、教育長からそれぞれ答弁があり、農業体験、フードロスなどの再質問がございました。

次の議員は、鈴木京子議員で、「中学校給食の実施は長寿命化計画で無期延期か」、「町立大磯幼稚園は民営化しかないのか」について、記載のとおり質問がございました。町長、教育長からそれぞれ答弁があり、教育施設の長寿命化計画に係るロードマップなどの再質問がございました。

次に 18、19 ページをご覧ください。議案第 38 号「専決処分の承認を求めることについて」の議案書でございます。なお、20 ページ、21 ページが説明資料となります。

こちらは、令和 3 年 4 月 14 日に発生した国府小学校の門扉を起因とする事故の発生に伴い、相手方に対する早急な賠償を実施するにあたり、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がなかったことから、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法の規定により専決処分したので議会に報告し承認を求めたものでございます。本案については、6 名の議員から質疑がございました。質疑ののち、本議案は、採決が行われ、賛成者多数により原案どおり可決されました。

次に 22、23 ページをご覧ください。意見書案第 2 号「子どもたちにゆたかな学びを保障するために、教職員定数改善と教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書」でございます。こちらは、令和 3 年 5 月 19 日に受理した陳情に伴い、6 月 4 日に付託された福祉文教常任委員会の審査により採択されたことを受け、6 月 16 日に意見書案の審議が行われたものでございます。討論ののち、本議案は、採決が行われ、賛成者多数により原案どおり可決されました。

令和3年第2回（6月）大磯町議会定例会の概要報告については、以上でございます。
なお、本議会の会議録は、後日町のホームページに掲載されますので、詳細についてご
確認くださいよう、お願いいたします。

教育長） ただいま事務局から報告がありました件につきまして、ご質問等があればお願い
いたします。

<質疑応答> なし。

教育長） よろしいでしょうか。

【報告事項第2号 大磯町教育施設等長寿命化計画について】

教育長） 次に、報告事項第2号『大磯町教育施設等長寿命化計画について』、事務局よ
り報告をお願いいたします。

学校教育課長） このたび、大磯町教育施設等長寿命化計画を策定いたしましたので、ご
報告させていただきます。

本日お配りさせていただきました資料は3点になります。

一つ目が「概要版」、二つ目が、学校教育施設、社会教育施設、子育て支援施設の全
てを含めた全体計画、三つ目が、全体計画に先行する形で、3月に策定しました小中学
校4校にかかる部分の計画。以上、3点になります。

それでは、「概要版」をお開きください。

「1. 背景・目的」では、本町が所有する教育施設は、全体の約半数を占めており、
築40年を経過した施設が多く、老朽化が深刻な問題となっています。しかし、これは
本町に限ったことではなく、全国的な課題となっておりますので、文部科学省は自治体
へ計画策定を義務付けています。今後、教育施設の維持・更新等を行っていく上でのト
ータルコストの縮減と、予算が特定の年度に集中することのないよう、財政負担の平準
化を図るために策定しました。

「2. 対象施設」は、表に記載のとおりで、学校教育課、生涯学習課、子育て支援課
が所管する教育に関わる施設、合計12施設を対象といたしました。

「3. 教育施設等の目指すべき姿」は、町の上位計画、個別計画に記載する施策を踏
まえた整備を行っていくことを記載しています。

「4. 教育施設等の実態」では、人口と財政の推計、直近過去5年間の施設関連経費
の推移、施設台帳や目視による劣化状況の確認を通して把握した施設の老朽化の実態を
記載しています。

③教育施設等の老朽化状況の実態、をご覧ください。右となりのフロー図に基づき、
対象施設を、構造躯体の健全性と構造躯体以外の劣化状況とに分けて評価したところ、
コンクリート圧縮強度が基準値以下であった大磯中学校1号館が「要調査」となり、長
寿命化のできない改築が必要な施設として判定されました。

また、構造躯体以外の屋根・屋上、外壁、内部仕上げ、設備において、劣化状況を点
数化した結果、100点満点中50点以下は国府小学校と大磯幼稚園の3棟となりました。

「5. 教育施設等の整備方針」として、教育施設を「長寿命化施設」と「一般施設」
に区分し、長寿命化施設は築80年まで、一般施設は60年まで使用することを目標とし、
建築から20年スパンで大規模修繕や長寿命化改修を進める方針を記載しています。

「6. 長寿命化のコストの見通し、長寿命化の効果」においては、上位計画の「大磯
町公共施設等総合管理計画」における、改築時に延べ床面積を15%削減する考えを踏ま
え、今後の施設整備にかかる費用を算出しています。

長寿命化の効果としては、棒グラフに記載していますが、「従来型」として、劣化が見られてから改修を行う修繕ではなく、目標年数まで使用するための予防保全として「長寿命型」を進めた場合、計画期間の約26年間で約18.3億円を削減する効果があると想定しています。

「7. 長寿命化計画の継続的運用方針」として、本計画を推進するためには、PDCAによるマネジメントサイクルを実施することをうたっております。今後も同計画に基づき、教育施設の長寿命化を図り、5年毎の見直しも含め、必要に応じて改定を行っていく予定であります。

計画の概要としては以上となりますが、この計画を踏まえた上で、今後、どの施設をどの年度に改修していくのか。改修は大規模修繕か、長寿命化改修か、あるいは改築であるのか、具体的に示していく必要があります。

それには、教育ビジョンを持ち、そのために必要な施設環境をどのように整備していくのかを検討しておく必要があります。

本計画は令和3年度（2021年度）からの計画ではありますが、具体的に費用が発生してくるのは令和5年度（2023年度）からを想定しており、今後、約1年間をかけて、大磯町の教育ビジョンをまとめ、施設整備を進めていきたいと考えております。

なお、教育ビジョンについては、コロナ禍ではありますが、児童生徒、その保護者、学校関係者、町教育委員、町議会議員、その他、地域の方々等と意見交換を重ねた中でまとめていくことができればと考えております。

概要版での説明は以上となりまして、詳細に記したものが、資料二つ目になります。資料三つ目につきましては、3月に先行で策定した小中学校4校にかかる計画ですが、全体計画を策定している中で、整合性を図るために改訂をいたしましたので、配布させていただきました。

説明は以上となります。

教育長） ただいま、事務局から報告がありました件につきまして、ご質問等があればお願いします。

<質疑応答>

濱谷委員） 長寿命化計画についての内容の理解をさせていただきました。その中で、教育ビジョンの策定ということがこれからの課題ということでしたけれども、先日行われた総合教育会議の中で、教育長が教育ビジョンの策定を急がなければならないというお話をされておりました。いま、事務局のほうからは、関係各位の意見を聞きながら教育ビジョンを、というふうにお話されておりましたけれども、総合教育会議の時の私の理解では、教育長が自ら教育ビジョンをある程度ラフな形でおつくりになって、そして関係各位のところにそれをお示しして積み上げていくのかなというふうに理解をしていたところですが、その辺の見解をお話しいただきたい。

教育長） ありがとうございます。私は4月に教育長として来ておりまして、町長に何を言われて来たかと言うと、教育ビジョンを策定してほしいというお考えが強くありました。私も最初からそれを念頭にしており、ただ、私が原案をつくるにしても、まず、やはり皆さんのご意見を聞きながら、町全体の方のご理解と協力を得て進めていきたいと思っています。

今、私は学校へ行って、子どもたちと、生徒会とか児童会とかに話を聞かせていただく。ありがたいことに、私にとってはとても楽しい時間を過ごさせていただいています。それから、PTAの代表の方も集まっていいただいて、いろいろと意見交換をしている。これをもっと広げていって、なるべく早めにこんな形でどうだろうかという案を出した中

で、もちろん教育委員の皆さんにも、できれば見ていただいて、ご意見をいただいた中で最終案を作りながら、この長寿命化計画に沿った改修計画をどういうふうに具体をやっていくかというのを含めて、進めていきたいというふうに考えております。

濱谷委員) ありがとうございます。

教育長) よろしいでしょうか。

【報告事項第3号 令和3年度第1回いじめ問題対策・調査委員会の開催結果について】

教育長) 次に、報告事項第3号『令和3年度第1回いじめ問題対策・調査委員会の開催結果について』、事務局より報告をお願いいたします。

学校教育課主幹) 報告事項第3号『令和3年度第1回いじめ問題対策・調査委員会の開催結果』について報告いたします。

1. 趣旨につきましては、記載の通りでございます。

2. 日程は、令和3年7月5日(月)としておりましたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大による、まん延防止等重点措置区域にお住いの委員もいらっしゃることから、書面開催といたしました。

なお、構成メンバーは、弁護士・心理の専門家・教育に関して学識経験を有する者、人権擁護委員代表者・区長連絡協議会代表者・民生委員児童委員代表者・PTA代表・精神科医の合計8名です。

4. 資料につきましては、(1)各校のいじめ基本方針、(2)令和2年度のいじめ認知状況を送付しました。

(1)につきましては、大磯町いじめ基本方針に基づき、各校においていじめに対する基本方針を定めたものです。

例えば3ページ、大磯町立大磯小学校いじめ基本方針をご覧ください。

「1 いじめについての根本的な考え方」では、「いじめ防止対策推進法第2条第1項による「いじめの定義」を改めて示しています。

時代ごとにいじめの定義は変わってきましたが、現在では、「当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とされております。

このことは大磯町立学校全てに共通する認識であり、この定義に基づいていじめの早期発見に努めております。そのほか、児童生徒の発達段階や各校の状況に応じて、「いじめの防止等に関する内容」「いじめ防止会議の設置」「いじめ重大事態への対応」等が定められており、いじめの防止と早期解決のために各校の状況に応じて具体的な方策が示されています。

(2) 令和2年度のいじめ認知状況につきましては、今回の報告資料には添付されておりませんが、小学校の合計で678件、中学校の合計で84件となっております。

令和元年度における神奈川県はいじめ認知状況は、小学校1校あたり平均26.6件、中学校1校あたり平均12.4件といずれも上回っておりますが、このことは大磯小中学校の先生方が、現在のいじめの定義に従っていじめの早期発見と対応に努めているということの証拠であると考えております。

今後も引き続き、子ども達の様子を見守り、いじめの防止と早期解決に努めるよう指導してまいります。

報告事項第3号 令和3年度第1回いじめ問題対策・調査委員会の開催結果について、報告は以上でございます。

教育長) ただいま、事務局から報告のありました件につきまして、ご質問等があればお願いします。

<質疑応答> なし。

教育長) よろしいでしょうか。

【報告事項第4号 企画展の開催結果について】

教育長) 次に、報告事項第4号『企画展の開催結果について』、事務局より報告をお願いいたします。

郷土資料館長) 企画展の開催結果についてご説明いたします。資料2ページをご覧ください。本展示は、郷土資料館令和3年度の第1回企画展として4月17日から6月20日までの間、開催いたしました。

今回の企画展は、5.の趣旨にありますように、長年保存処理を行ってきた高来神社の神像を一堂に公開することを主目的としました。本企画展は、昨年度に開催する予定でありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響によって延期して実施したものです。

展示の内容は、6.に記載の4項目で構成いたしました。

また、7.にありますように、今回の企画展では、感染症予防の観点から展示解説を実施しませんでした。代わりに解説動画を作成し、ウェブサイトで公開いたしました。

会期中の入館者は4,871人で、1日平均90人余りの方が来館されたこととなります。

教育長) ただいま事務局から報告のありました件につきまして、ご質問等があればお願いします。

<質疑応答> なし。

教育長) よろしいでしょうか。

【報告その他】

教育長) 次に「その他」について、何かございますでしょうか。

各委員) なし。

教育長) それでは、事務局からお願いします。

■事務連絡

教育部長) 次回の教育委員会定例会は、8月19日木曜日、午前9時30分から本庁舎4階第1会議室で開催予定です。なお、午後は教育研究所の訪問を予定しております。

教育長) それでは、以上をもちまして、令和3年度大磯町教育委員会第4回定例会を閉会いたします。お忙しい中、長時間に渡りご審議いただきまして、ありがとうございます。お疲れさまでした。

(閉会)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証しここに署名する。

令和3年8月19日

教 育 長 熊 澤 久

教育長職務代理者 濱 谷 海 八

委 員 曾 田 成 則

委 員 トリー 二葉